

Vol. 86

CONTENTS

【コラム】 学習管理システムを活用した実践的なアカデミック英語教育の取り組み… アリザデ メラサ

【解説】 新学習指導要領で求められる情報科教員の育成・採用・研修… 沼崎 拓也

【解説】 教材の公衆送信と著作権法改正… 隅谷 孝洋

COLUMN

学習管理システムを活用した実践的な アカデミック英語教育の取り組み



私は 2014 年から大阪大学に留学し、博士後期課程でコンピュータ支援言語学習 (Computer Assisted Language Learning, CALL) に関する研究を行っています。母国のイランでは、博士前期課程で英語教育を専攻しましたが、ICT を活用した言語学習支援への興味と、英語が第二言語となっている環境で英語教育に関する研究をしたいという思いから、この進路を選択しました。

現在は、英語圏への留学等を想定し、実践的な英語の運用能力の養成を目標とした授業のオンラインコースのデザイン・開発・実施・評価に関する研究を行っています。具体的には、リスニングやリーディングの学習が中心だったこれまでの「実践英語 e-learning」というオンラインコースを、4 技能 (リスニング、リーディング、スピーキング、ライティング) をバランス良く学習し、実践的な英語を修得できるように改善しました。たとえば、受講生のレベルに応じて学習を進めていけるよう習熟度別の学習コンテンツの提供や、各コンテンツが英語 4 技能の習熟にどのように繋がるのかが明確になるようシラバスに記述し、受講生が目的意識を持って学習を進めていけるようにするなど、オンラインコースのデザインの見直しを行いました。また、隔週のスピーキングの課題では、スマートフォンを使用して各課題のトピックに従った 4 分程度の動画を受講生に作成してもらいました。本授業は 2017 年度の春学期より開講され、学期の終わりのコース評価のアンケートを通して、コースが受講生のニーズを満たし、実践的な英語スキルが向上したことを確認しました。また、オンライン・ブレンド型のコースの質評価を専門とするクオリティ・マターズ (Quality Matters) という組織によるコースデザイン評価を受け、現在は、コースが Higher Education Course Design Rubric (第 5 版)¹⁾ のすべての基準を満たしています。今後は、学習管理システムでの学生の学習行動、教材や掲示板へのアクセスパターン等の分析を行い、さらなる改善に繋がりたいと考えています。

最後に、ジュニア会員の皆様へ伝えたいことがあります。海外留学は私自身も初めての経験ですが、勉強や研究とともに、国際交流の素晴らしい機会であると思っています。皆様も留学の機会をぜひ作っていただき、より国際的な生活を体験していただければと思います。

参考文献

1) Quality Matters : Standards from The QM Higher Education Rubric (5th ed.) (2014), <https://www.qualitymatters.org/sites/default/files/PDFs/StandardsfromtheQMHigherEducationRubric.pdf> (Accessed 2018-7-1)

アリザデ メラサ (大阪大学)

新学習指導要領で求められる 情報科教員の育成・採用・研修

沼崎拓也

千葉県立柏の葉高等学校

新しい学習指導要領に向けて

2018年3月に高等学校の新しい学習指導要領が告示され、7月には学習指導要領解説も公開された。新学習指導要領の、すべての学科で共通して学ぶ共通教科が、これまでの「社会と情報」「情報の科学」の2科目から選択履修する形から必修科目「情報I」と選択履修科目「情報II」との2段階の構成に変更された¹⁾。普通科などの多くの学科では必ず「情報I」の科目を学び、その後に発展的な「情報II」を選択して学ぶことができる構成である。

また学習指導要領解説が公開された同日には、大学入試センターから「教科『情報』におけるCBTを活用した試験の開発に向けた問題素案の募集について」という題名で「具体的な問題素案を情報関連学会の大学教員、高等学校教員から広く募集する」といったあまり例のない問題の公募が始まり、大学入学試験で教科「情報」を出題する検討が急速に進められている。

しかし、高等学校の現場ではこれらの大きな変化に対応するための体制が整っているとはいえない。たとえば「教科情報の免許状を現職講習で取得した教員へのフォローが少ないことやその教員の高齢化」、「情報の免許状を保有する情報科の専任教員の採用がなかなか進まない」ことが課題として挙げられる。

新学習指導要領の共通教科「情報I」で、すべての高校生に対してプログラミングが必修化されたことがこれまでも各種報道で取り上げられているが、

学習指導要領解説では「コンピュータとプログラミング」の項目でたとえば「問題解決としてのプログラミングの例」には

「プログラミングでワードプロセッサや表計算ソフトウェアのようなアプリケーションソフトウェアが持つ検索や置換および並べ替えなどの機能の一部を実現したり、ツールやアプリケーションを開発したり、カメラやセンサおよびアクチュエータを利用したり、画像認識や音声認識および人工知能などの既存のライブラリを組み込んだりすることなどが考えられる。その際、人に優しく使いやすいインタフェース、手順を分かりやすく表現するアルゴリズム、効率的で読みやすいプログラムなどのデザインについて触れる」

といったレベルまで踏み込んで言及されている²⁾。

また、これまでは高等学校の情報科ではそれほど扱われていなかった「情報デザイン」についても、「情報I」で必須の単元となっており、「情報II」には「情報とデータサイエンス」や「情報システムとプログラミング」などの単元が置かれているなど、高度な内容まで踏み込んだものとなっている。

このように新学習指導要領では扱われる内容が共通教科ですら広く深い内容となり、教える側の教員にはこれまで以上に教科の専門性が要求される。また高等学校の情報科には専門教科としての情報科もあり、こちらも大きく変更されている。専門教科「情報」についても説明する。

共通教科情報科と専門教科情報科

高等学校の教科「情報」には、すべての学科に共通して履修しなければならない共通教科情報科と、主として専門学科で開設される専門教科情報科が定められている。専門教科情報科は、専門教科を中心に学ぶ専門学科としての情報学科や、普通科や総合学科の高等学校で選択科目として開設されることもある。

専門教科情報科の科目構成は、「情報産業と社会」「情報の表現と管理」などの共通的分野から「情報システムのプログラミング」などの情報システム分野の科目群、「情報デザイン」などのコンテンツ分野の科目群、「課題研究」などの総合的科目へと高度な内容にステップアップしていく構成である。学習指導要領解説での情報科の科目履修のモデル例を図-1に示す。

また「情報I」が大学入試での出題対象として検討されていることと関連して、専門教科としても共通的な分野の複数科目の組合せで情報Iの内容を包含し、前述のとおり大学入学希望者共通テストに共通教科情報が加わった際には必修科目「情報I」が試験の対象となるが、専門学科で学んだ場合もこれら

の科目の組合せで学習内容が網羅される構成となっている。

たとえば、専門教科では共通教科情報での新たな単元である「データサイエンス」に関しては「情報の表現と管理」で扱い、「情報デザイン」の単元については「情報デザイン」という単独の科目が設定されている。

それ以外にも「情報セキュリティ」が科目として新設され、現在は基礎的科目である「アルゴリズムとプログラム」が、「要求分析と定義」や「モデル化」といったシステム設計や運用・保守も含んだ「情報システムのプログラミング」へと改訂されたり、コンテンツ系の科目は「情報デザイン」「コンテンツの制作と発信」「メディアとサービス」へと再編されたりした。コンテンツ系の科目であっても情報を発信し維持していくためにWebサーバの構築や管理などが必要と変更された。

また、これらの専門科目を中心に専門教科情報科を中心に学んでいく専門学科「情報科」と呼ばれる学科を設置している高等学校も存在する。専門学科としての情報学科では「情報産業と社会」と「課題研究」が原則履修科目であり、学校設定科目も含めた専門

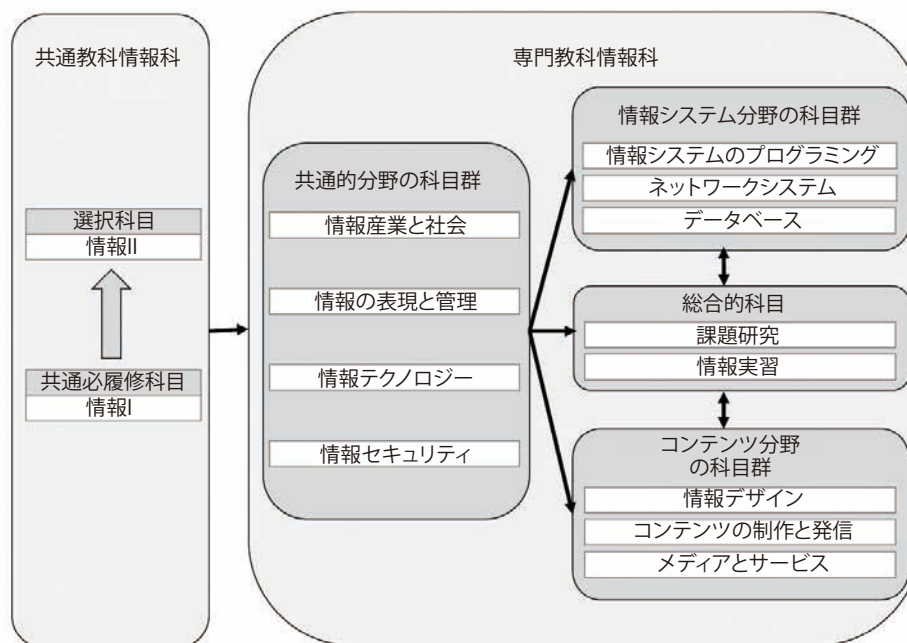


図-1 情報科の科目履修のモデル例



教科「情報」の科目を卒業までに25単位以上履修しなければならない。専門学科「情報科」にあたる情報学科を設置している公立高等学校は現在は全国に18校だけである(全国専門学科「情報科」校長会サイト³⁾を参照)。

このほかにかつては群馬県の太田市立商業高等学校(現・太田市立太田中学校・高等学校)や鳥取県立倉吉総合産業高等学校に情報科が設置されていたが、高等学校再編などで現在は情報科を設置していない。また奈良県立奈良情報商業高等学校は奈良県の「県立高等学校適正化実施計画(案)」⁴⁾により学科再編が行われる可能性があり、奈良県内に別の専門学科「情報科」が設置される案が示されている。

これらの情報専門学科では、平均すると1つの学科に対して情報の専任教員が5名前後配置されており、主として専門教科「情報」の科目を1名で複数科目担当し、幅広い内容についての指導力が必要とされる。

■ 教員採用選考での変化

筆者が勤務している千葉県の課題として、これまでに採用された情報科教員の人数や情報科を担当している教員の年齢構成に関する報告を千葉県立市川昂高等学校長の大嶋氏⁵⁾が述べた。ここでは千葉県を例にとって教員採用試験についての状況を紹介したい。

千葉県では2005年度採用から情報科の専任教員の募集が始まった。2005～2007年の3年間は、情報の教員免許状に加えて高等学校の「数学」「理科」「家庭」のいずれかの免許状が志願条件として必須であり、採用試験における1次試験では情報以外の免許状に対応した教科の筆記試験が課せられる内容であった。

その後、採用が中断されたが2012年度採用から再開され、このときには情報以外の副免許状に関する要件が緩和され、高等学校の情報以外の免許状であればどの教科でのものでもよいという条

件となった。また1次試験における専門教養試験として情報の筆記試験が行われるようになった。

そして昨年の夏に実施された2018年度採用からは、ようやく情報の免許状のみで受験できるように改善された。また、これまで水産や看護、福祉といった専門教科のみを担当する教科の採用に適用されてきた千葉県での特例である「特定教科特別選考(免許状の所有の有無にかかわらずの選考)」が情報にも適用されるようになり、受験資格として、

情報技術に係る次のいずれかの資格(基本情報技術者、応用情報技術者など)を保有していて、かつ情報システムの開発、保守、又は運用に関わる職での3年以上の実務経験を有する者

という条件を満たしていれば、免許状を所有していなくても受験可能で、合格した場合には特別免許状が発行される制度となっている。

千葉県には、筆者の勤務する柏の葉高等学校と袖ヶ浦高等学校の専門学科「情報科」を設置する学校が2校あり、専門学科ではない普通科ではあるが学年が上がると専門教科「情報」を学ぶことができる情報コースを設置している学校も存在する。しかし、2018年4月までに高校情報の区分で採用された人数は16名で、うち5名は今年度採用の初任者である。特色のある学校で必要とされる情報科教員、またすべての高等学校で必要とされる情報科教員も含めて、今後は多くの専任教員が必要となる採用が継続していくと考える。

他県においても、これまで一度も情報科の専任を採用していなかった宮城県などでも2018年度採用において情報科教員の採用を始めるなど、各自治体でも採用に変化が現れている。

■ 情報科教員の養成に向けて

現在、文部科学省による教職課程認定が行われている。これまでの大学の教職課程での指導では、情報科教員の採用の現状を踏まえて「情報の免許状だけでは採用は厳しい」という前提での履修説明をし

ていた大学があるのではないだろうか。しかし、今後の教員採用が変化していくであろうことや、また教育理論を学ぶこと自体への意義も説明し、学生に情報教育について学ぶことの魅力について、多様な選択肢を提示していただきたいと考える。確かに、公立高等学校の教員採用選考において、情報の免許状のほかに別の教科の免許状を所有していることを出願資格に設けている自治体が多い。しかし、筆者の勤務する千葉県のように情報科の免許状のみで受験可能である自治体も増加していくと考える。

小学校の学習指導要領の改訂で「プログラミング」が盛り込まれたことを契機として、書店の店頭には多数の子ども向けプログラミング教育の書籍が並んでいる。CoderDojo といったボランティアに支えられている学びの場や習い事としてのプログラミング塾もさらに増加している状況である。そのような社会背景のなか、小学校で何らかのプログラミングに触れ、中学校の技術科で基礎的な情報理論とプログラミングなどを学び、高等学校に入学してくる生徒たちに「情報科」という教科を教える教員として、大学や大学院で情報学や情報教育を専攻してきた若い力が必要されると考える。

本会では、「会員の力を社会につなげる」研究グループの活動として毎年「情報科教員を目指す学生さんに向けてのガイダンス会」を実施しているが、ぜひこのような動きを首都圏だけでなく、これまでに教員採用が行われていない地方などにも広げていただければと思う。

情報処理学会に期待すること

新学習指導要領がスタートし、情報Iだけでなく情報IIを開講する学校が現れると情報の授業時間数が増えていく。また前述のように内容が高度化することで、これまでに情報を担当していた教員だけでは授業を維持していくことが困難であろう。

情報科教員がこれからの学習指導要領のもとで充実した授業を行っていくためには、すでに教壇に

立っている教員の研修も必要となってくる。プログラミング必須化が注目を浴びているが、専門教科も担当している情報科教員としては、コンテンツ分野の科目に関する研修を開拓することが非常に難しいと感じている。本会には、情報デザインや、情報メディア、これから必要とされるデータサイエンスなどに関する研修の機会提供を期待したい。

また大学での教職課程においては、高等学校情報科の採用試験は情報の免許状のみでは採用が難しいなどのイメージを持っている学生もいると思うが、これから大きな変革が訪れるだろうということを伝え、高等学校での情報教育に携わっていききたいという意欲を大切にしていきたいと思う。

学習指導要領の改訂と連動して高等学校の情報科教育に関連する大きな動きが起こっている。この動きを利用して

- 現職の情報科教員がさらに深い内容を教えるための講習
- 情報デザインやデータサイエンスの指導もできる情報科教員の養成
- 情報科の専任教員を採用することが急務であるという情報発信

を前に進めていくことができるのではないだろうか。その動きに向けて本会の諸氏のお力をお借りしたいと思う。

参考文献

- 1) 文部科学省：高等学校学習指導要領 情報 (2018).
- 2) 文部科学省：高等学校学習指導要領解説 情報編 (2018).
- 3) 全国専門学科「情報科」校長会サイト, <http://johoka.kashiwanoha.ed.jp/>
- 4) 奈良県立高等学校適正化実施計画(案), <http://www.pref.nara.jp/secure/189337/0608jissshikeikaku.pdf>
- 5) 大嶋一夫：べた語義：千葉県公立高等学校情報科教員の現状―千葉県校長会によるアンケート調査から―, 情報処理, Vol.59, No.3, pp.264-267 (Mar. 2018).

(2018年7月18日受付)

沼崎拓也 (正会員) numazaki@kashiwanoha.ed.jp

1997年東北大学工学部卒業, 2007年岩手県立大学ソフトウェア情報学部卒業, 同年に千葉県立高等学校に情報科教員として採用, 2017年放送大学大学院情報学プログラム修了.



教材の公衆送信と著作権法改正

隅谷孝洋

広島大学

2018年に開催された第196回国会で、著作権法が変わった。法案としては4本^{☆1}が提出され、いずれも成立。4本の中の1つが「著作権法の一部を改正する法案」だ。5月の成立時に、ビッグデータなど情報処理にかかわるものとして報道されたため、内容をお聞きになっている方も多いただろう。ここに教育の情報化に対応するための改正案が含まれていた。著作権法35条の改正^{☆2}である。

本稿では、この35条改正について紹介したい^{☆3}。この改正により授業で必要な範囲で他人の著作物を公衆送信することを、著作権者の許諾なく行えるようになる。ただし、その際には、相応額の補償金を支払う必要があると定められた(図-1)。

現行の著作権法

35条1項
授業目的の複製 OK
35条2項
授業目的の同時公衆送信 OK

改正

改正著作権法

2018/5/25 から3年以内に施行

35条1項
授業目的の複製、公衆送信、公の伝達 OK
35条2項
上記の公衆送信については補償金*を支払うこと
*第104条の11~17で扱いなどを規定
35条3項
ただし同時公衆送信については補償金の支払い不要

図-1 著作権法35条の改正

☆1 第196回国会閣法番号28, 29, 58, 62, http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/kaiji196.htm

☆2 法律がどのように変更になるかは、文部科学省の国会提出法律のページに掲載の新旧対照表を見ると分かりやすい。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1405213.htm

☆3 筆者は法律の専門家ではなく、業務としてeラーニング支援を行う中で著作権について学び調べた範囲で、本稿を書いていることをお断りしておく。なお本稿を執筆するにあたり、山口大学大学研究推進機構知的財産センター木村友久先生、山口大学国際総合科学部村井礼先生にご助言をいただいた。ここに感謝の意を表します。

現行の35条を確認しよう

□ 「著作権」と「権利制限」とは

図-1では、授業で利用する方の立場から「複製OK」などとしたが、その「OK」の意味についてまず確認しておこう。

著作権は、表-1に示すように、いくつかの権利からなっている。ここで「○○権」は、大雑把にいうと「自分の著作物を他人に勝手に○○されない権利」である。「複製権」は「勝手に複製されない権利」となる。

これらは、著作権者^{☆4}の利益を守るために規定されているものだ。しかし、著作権法の考え方として、著作権者の利益を守るとともに著作物を皆が利用しやすいようにして、その双方をもって文化の全体的な発展を目指すというものがある。そこでいくつかの状況に対しては著作権が制限され、自由に利用できるようにしている。

その中の1つが授業目的の複製ということになる。この場合、著作権者の複製権が制限され「勝手に複製されても文句を言えない」ということになる。

表-1 著作者の権利

著作人格権	公表権、氏名表示権、同一性保持権 (著作権法18条~20条)
著作権	複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、二次的著作物の利用権 (著作権法21条~28条)

☆4 著作物を作った人が著作権者だが、表-1後半の著作権は他人に譲ることができる。譲られた人も含め、著作権を持っている人を著作権者という。

利用者側からすれば「無断で複製してもよい」となる。図-1の「複製OK」はこの意味である。

□ 授業目的の複製はOK

現行の著作権法35条では、授業の過程で必要な範囲で使う場合には、教育を担当するもの(以下「教員」)や授業を受ける者(児童・生徒・学生などを含むが以下「学生」)が他人の著作物を許可なく複製しても構わない、とされている。

このとき、注意しなくてはいけないのは「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は複製できない、という但し書きがついていることだ。権利制限なので、ある程度著作権者の利益が害されるのは当然なのだが、それが「不当」な場合には制限できないということだ。至極当たり前ののだが、どのような場合に不当なのかというのがはっきり分からない。判例もない。

1つ参考になるものとして、2004年に公開された「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン^{☆5}」がある。そこでは、1クラス50人を超えるような多数の学生がいる授業で人数分複製することなどが、著作権者の利益を不当に害する例として挙げられている。大学では、1クラス50人を超えることは普通にあるため、このガイドラインをそのまま遵守することに抵抗がある。それでも、こういった種類の注意が必要なのかということについては非常に参考になり、貴重な文書といえるだろう。

□ 「公衆送信」とは

現行著作権法35条2項では、一定の条件を満たすような公衆送信についても権利制限がされている。これについて触れる前に著作権法上の公衆送信について確認しておこう。

^{☆5} 公開主体は著作権法第35条ガイドライン協議会だが、この協議会は現在は存在していないようだ。ガイドライン自体はいくつかの権利者団体のWebページで閲覧できる。たとえば日本書籍協会 <http://www.jbpa.or.jp/guideline/>

定義は著作権法2条1項7号の2に書かれている。かっこがきの但し書きを省略して^{☆6}引き写すと「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう」となっており、放送や自動公衆送信(Webサイト)などを含むとされている。

送信の対象となる「公衆」だが、おそらく一般には、世間にいる不特定多数の一般の人々というほどの意味で使われているのではないか。ところが著作権法では「特定かつ多数」も公衆となる(著作権法2条5項)。つまり、大教室で授業を受けている300人の学生がいるとすると、それらは特定されているけれども多数^{☆7}の人々なので「公衆」なのである。

なので、授業で行われる公衆送信とは、クラスの人数がある程度以上の場合に、その受講者に向けて著作物を送信することを指している。送信に使われる手段は多くの場合、電子メールやLMS(Learning Management System)、テレビ会議システムといったものになるだろう。クラスの人数が数名などの少数であれば公衆送信にはならない^{☆8}と考えられる。

□ 授業目的の同時公衆送信はOK

著作権法35条で、授業目的での複製に対して権利制限が導入されているわけだが、35条2項では同様の範囲で公衆送信にも権利制限をつけている。ただし、この権利制限は、ある場所で行っている授業を、同時に別の場所でも受けられるようにするために行う公衆送信に対してのみ認められる。この形態の公衆送信を同時公衆送信という。

これ以外の公衆送信は権利制限の対象として認められない。

^{☆6} これに限らず、条文は括弧の但し書きが多くて骨格がとらえづらうことすらある。そのことを筆者がTwitterで嘆いていたら@NeXTSTEP20SXさんがHTMLページ内で括弧を折りたたむブックマークレットを作ってくれた。きわめて便利なのでここでも紹介したい。 <https://nyoho.jp/diary/?date=20180522>

^{☆7} 多数は何人以上だろうか? 明確に書かれているものはないけれども、数十人程度でも多数とされることがあり、300人はほぼ確実に多数だろう。これに関しては、いくつかの判例が存在している。

^{☆8} 送信可能化権を侵害するかも、と見なす人もいる。



■ 現行の35条の何が問題なのか

前節最後の部分、ここに現行の著作権法35条の問題点がある。

教育の情報化が進むにつれ、同時公衆送信でない公衆送信^{☆9}が頻繁に行われるようになってきた。たとえば、LMSや電子メールを使って教材を配信すること、欠席者のために録画授業を動画配信することなど。これらは学生の数が多ければ公衆送信になるが、同時公衆送信には当たらない。

そういう教材に他人の著作物が含まれている場合、著作権者の許諾を得なければならない^{☆10}のだ。同じものを紙で配る場合は不要なのに。

著作権者に個別に許諾を得るのは非常にコストがかかる作業である。それを回避しようとすれば、その教材を使わないか、その部分だけ削除して送信するか、ということになる。もしくは、著作権侵害状態のまま利用してしまっているという状況も発生しがちになる。

こういった状況を是正して教育の情報化を推進するために今回の法改正が検討された。

■ では、35条はどう変わるのか

□ 授業目的の複製・公衆送信がOKに

図-1に示すように、授業目的での複製だけではなく公衆送信と公の伝達^{☆11}についても権利制限をつけることになった。この場合の公衆送信には同時という縛りはない。

この規定によって、従来授業目的で複製できていた著作物については、それを同じ条件同じ範囲で公衆送信できるようになる。

☆9 この問題に関連する多くの資料では、これを「異時公衆送信」と呼んでいる。同時/異時は授業中かそうでないかという区別ではないことに注意が必要だ。

☆10 適法に引用された場合は許諾不要である(32条)。引用についても書くべきことが多いのだが、紙幅の関係上割愛した。

☆11 公の伝達とは、公衆送信されている著作物を受信して、公衆にその様子を見せたりすること。著作者には伝達権がある(23条2項)。放送と有線放送については、38条3項に権利制限(非営利無料ならOK)が定められているが、自動公衆送信(Web)については現在規定がない。なので厳密にいうと、Webにアクセスしているところを教室で見せるには著作権者の許諾が必要なのだ。35条改正後は、授業目的ならばOKとなる。

そして、35条2項において、授業目的で公衆送信を行う場合は、教育機関の「設置者」が著作権者に対して相応の補償金を支払うこととされた。

最後に、この補償金は同時公衆送信に対しては支払う必要がないと35条3項で記されている。複製も含め、現行の著作権法で補償金なしの権利制限とされていた部分については、改正著作権法でもそのまま維持される。

著作権者側と教育機関側の双方に配慮した法改正といえるだろう。この制度は、改正著作権法の公布日2018年5月25日から3年以内に開始となる。

□ 「授業目的公衆送信補償金」とは

補償金とはなんだろうか。利用料とは違うのか。

通常は、著作物の利用にあたって利用者が許諾を求め、著作権者はそれを認めるかどうかを決定し、場合により代価を受け取る。これが利用料になるだろう。一方、35条の規定によって、教員や学生は著作権者に無断で著作物の複製や公衆送信ができる。著作権者はこれを断れず、場合によっては経済的な損失が発生するかもしれない。その代価として受け取ることができるものが補償金といえる。

教育現場として気になるのは、その補償金をどうやって支払うのか、いくらくらい支払えばいいのかということだろう^{☆12}。

補償金を支払うのは個々の教員ではなく教育機関の設置者であり、受け取るのは全国で1つの「指定管理団体」と定められている(改正著作権法104条の11)。また金額に関しては、改正著作権法104条の13に、指定管理団体が教育機関の意見を聞いて金額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない、とだけ書かれている(図-2)。

以下もう少し想像して補ってみよう。もちろん筆者の私見である。

支払い方としては、教育機関の規模に応じた定額制となるだろう。利用の範囲が多岐に渡ること

☆12 大学や高校の教員は、同時に教育用コンテンツの作者でもあり、補償金をどうやって受け取れるのかも大いに気になるところだろう。残念ながらその点については筆者は何も情報を持たないので、ここでは言及しない。

を考えると、複製や公衆送信の実績や予定に対して従量制で支払うということは不可能に近い。

今回の法案が提出されたころ、新聞で年間学生一人あたり数百円と報道された。また、諸外国ではどの程度の金額になっているのか^{☆13}を考えると、日本においても年間学生一人あたり数百円～千円程度に落ち着くのではないだろうか。

学生数を乗ずれば、決して安くはない。財政事情の厳しい折、教育機関（設置者）として補償金を支払わないという選択肢はあるだろうか。小中高大といずれの教育機関においても、今後この補償金の対象になっている公衆送信を一切行わないでいられるということはほぼ考えられない。だが、公衆送信を行うが「オープンなライセンスのものしか教材には利用しない」という宣言は、可能である。その上で、それをすべての教員そして学生が遵守していれば、補償金を支払う必要はないはずだ。

それで大丈夫だろうか。かなり不安を感じる。これまで、この分野ではほとんど裁判が行われていない。しかし今後は補償金という枠組みができ、また指定管理団体という新たなステークホルダが出現することにより、多くの訴訟が発生するという可能性もある。過去、コンピュータソフトウェアの不正利用が大学で蔓延していた時代から、現在のように包

括ライセンスも普及し相応にクリーンな状態になってきているその過程でどんなことが起こっていたかということをおもひ出す必要がある。

教員と学生のそれぞれが、これまでよりも確かな著作権知識と規範意識を持つことが重要になってくるといえるだろう。

□ 35条を越えて

この補償金で対応できる範囲は、あくまで授業の過程における利用に限られていることに注意が必要だ。全学的に使われるようなeラーニング教材や、教職員研修会、世間一般に公開するような教材などには適用されない。また教員同士で教材をやりとりするようなことはごく当たり前に行われているが、そういった教材に他人の著作物が含まれる場合も、補償金の対象外である。

これに関連して、教育現場として期待できることが1つある。教育現場に関連する著作物の著作権を広い範囲にわたって管理する指定管理団体が、35条の範囲を超えるような利用についても何らかのライセンス制度や著作物データベースを提供する^{☆14}ことが可能性として考えられる。そういったものが整備されてくると、さらなる教育の情報化に向けてきわめて有用なシステムとなることが期待されるだろう。

(2018年8月7日受付)

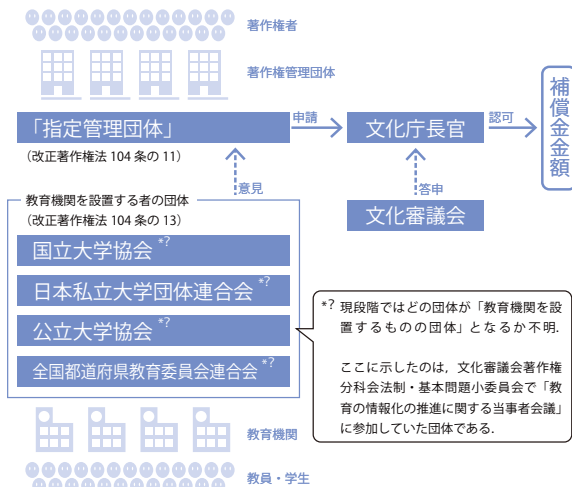


図-2 補償金の金額決定に関連する団体など

^{☆13} 諸外国の事情については、文化庁が電通に委託して作成した報告書に詳しい。 http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_ict_katsuyo_hokokusho.pdf

^{☆14} まさにこのことは、文化審議会著作権分科会の2017年4月の報告書でも期待されていたところである。 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf

